

国土交通省九州地方整備局長 吉崎収様

2012年11月26日

日本共産党熊本県委員会

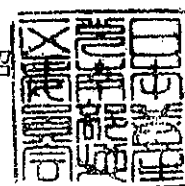
委員長

久保山啓介

日本共産党南部地区委員会

委員長

橋田芳昭



ダムによらない治水対策、河川整備計画の策定、「特措法」の制定を
「ダムによらない治水を検討する場」第4回幹事会への説明等をふまえて

11月8日に開かれた「ダムによらない治水を検討する場」（「検討する場」）第4回幹事会への説明等をふまえて、以下申し入れます。

1、「堤防は、計画高水位を超えると決壊する条件で浸水状況を示す」ことについて

①この点については、「第2回検討する場」のちに、2009年4月、日本共産党熊本県委員会・同南部地区委員会として、すでに申し入れを行っています。

「計画高水位を超えると堤防が決壊する場合」だけでなく、「計画高水位を超えても堤防が決壊しない場合」のシミュレーションも併せて示すべきです。この場合、堤防が脆弱である場合や高さが不足している部分などは明らかにして「ダムによらない治水対策」として早急に、強度や高さの改善を図ることが必要です。

「計画高水位を超えても堤防が決壊しない場合」は下流地区に浸水区域は存在せず、人吉地区と球磨川上流地区でもほとんど浸水しません。一部浸水する地区については、より詳細に検討して、どこから、どのように洪水が侵入するのかを明らかにすることが必要です。こうした対策を含め丁寧な説明を行うべきです。

②国土交通省の「治水経済調査マニュアル」は、洪水が堤防を越えていないのに氾濫するという想定で最大被害を表すもので、ダムの必要性に導くための計算との指摘もあります。

国の「政策評価・独立行政法人評価委員会 政策評価分科会」（金本良嗣会長。「川辺川ダム事業に関する有識者会議」座長を務めた人）でも論議の対象となっています。

—松本敦評価監視官発言

「河川の場合は、ある一定の水量が流れ、その水位が高くなると氾濫を起こすというようなシミュレーションを行って、雨量とかから換算するわけですが、その結果出た値が、過去の実績値と比べても高すぎるのではないかとというのがこちらの疑問点でございます。先方(国交省)の見解としては、氾濫のシミュレーションをやっているんだけど、ある一定水量を超えたら氾濫するという前提でやっていると、ただ氾濫しない場合があるのは、おっしゃるとおりなんですけれども、それがどういう要因かというのはなかなか今の知見ではあらかじめ算出できないということでございまして、なかなか難しいんですというのが回答になっています」（2008年2月15日開催、総務省ホームページより）

この問題は、「第2回検討する場」でも論議になりました。

蒲島知事の質問に対して、「リスクが高くなる」云々といった程度の答弁（八代河川国道事務所長）にとどまっているものです。

この際、「計画高水位を超えると決壊する」との根拠について、計画高水位を超えたことを原因とする堤防決壊の事例、件数、メカニズム、破堤条件を明らかにしていただきたい。

③洪水が堤防一杯に流れても堤防は決壊せず、どれだけの量が流れたかを過去の事実にもとづいて明らかにすることが重要です。そのうえで、堤防満杯に流れても安全な堤防にする手当、堤防未整備等により被害が生ずる部分の個別的対策を講ずる必要があります。

八代地区では、1982年（S57年）洪水で、計画流量7000m³/sを上回る7264m³/sが、計画高水位より1・2mも低い水位で流れています。

人吉地区では、1982年（S57年）洪水で、5400m³/sが、堤防天端まで1mの余裕で流れています。

2、「昭和40年7月降雨によるシミュレーション」ではなく、昭和57年降雨時の実測にもとづくべき

「説明資料」では、「昭和40年7月降雨によるシミュレーション結果によると、『直ちに実施する対策』及び『追加して実施する対策（案）』の実施後においても氾濫が想定される区域が存在する」と述べています。

国土交通省は、一貫して、1965年（昭和40年）7月洪水の人吉地点流量5,700m³/sを元にシミュレーションした氾濫区域などの計算結果を発表してきましたが、シミュレーションは1965年（昭和40年）洪水ではなく、同規模の1982年（昭和57年）洪水の人吉地点流量5,400m³/sで行うべきです。

1965年（昭和40年）洪水の流量は実績ではなく、想定です。これまでも国交省の想定は過大であるという批判があります。1965年（昭和40年）当時は、人吉では本格的な河川整備が行われておらず狭い川幅でした。また、この時の人吉地点流量は観測されていないうえに、上流での氾濫流量が過大に上乘せされている可能性も指摘されています。1982年（昭和57年）の流量は実際に観測されたものです。河床掘削や河川整備も進み、ほぼ河川内で洪水が収まっていました。

3、ダムなし治水のさらなる具体化、強化を

①堤防かさ上げの位置づけと具体化

堤防かさ上げを、スピード、実現可能性という面で積極的に位置づけることを求めます。

堤防かさ上げは、新たに用地買収をしたり、遺跡調査をしたりしないで、既存の施設を活かして、治水能力を高め、安全度を高めることができるものです。また河川内を変えず、川の流れも変えません。景観のリスクは各地で改善し補う対策がとられています。

堤防をかさ上げし、堤防満杯でも壊れない補強をすることによって、余裕高部分まで洪水が流れ、流下能力を高めることとなります。

②人吉地区の安全度をさらに高める対策を示すべきです。「堤防は計画高水位を超えると決壊する」ことを解消する方法も示すべきです。

なお、国交省の「平成8年9月球磨川河道水位検討業務報告書」（第3章球磨川河道改修による効果検討、人吉地区の効果検討）では、人吉地区では、昭和40年、57年洪水も堤防を越えないとの結果になっています。

③予算をつけスピード感をもって

*人吉地区一土砂の浚渫・掘削。護岸のかさ上げ、堤防の嵩上げ・補強。人吉橋左岸下流の突出部除去・築堤。遊水地。

*川辺川地域一堆积土砂除去、輪中堤、遊水地。

*球磨川上流地域一堆积土砂除去、遊水地。

一等について、予算をつけスピード感をもって進めること。

④「想定外洪水」「大規模洪水（戦後最大の昭和57年7月洪水を上回る）」に対処するソフト対策

「想定外洪水」「大規模洪水」に対しては、治水施設で完全に防御することは困難です。避難・誘導・水防、被害補償保険などのソフト対策の整備を急がなければなりません。

社会資本整備河川分科会答申「中期的な展望に立った今後の治水対策のあり方について」は、

一ハード整備と一体となったソフト施策による安全の確保

水害・土砂災害から人命と財産を守るために、氾濫等を防止する堤防や砂防施設などのハード整備を着実に進めるとともに、ハード整備が間に合わないところやハード整備で対応が困難なところについても、ハザードマップ、土砂災害警戒情報等の情報提供や河川の水位、浸水状況などリアルタイム情報の提供等のソフト対策を充実することにより、可能な限り安全の確保に努める。

一今後の治水対策において重点化すべき事項とその目標

*予防対策の重視

災害が発生した箇所について事後に対策を講ずることは、災害復旧に係る費用や新たな対策工が必要となるなど、多大なコストを要することから、災害を未然に防ぐための予防対策を重視する。その際には下記の視点に立った対策に重点化する。

・人的被害の回避・軽減

少なくともあらゆる地域で人的被害を回避・軽減する。

・深刻なダメージの回避

仮に被災したとしても、国民の生活や社会経済活動が深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、国家レベル、地域レベルで守るべき機能を明確化して防御する。

一などど、「ハード対策と一体となったソフト対策」について、示しており、遅滞なく具体化をはかっていくことを求めます。

また、現行保険制度の活用、加入の促進、公的助成制度の制定なども必要です。

4、「ダムによらない治水を検討する場」での審議を整理し、成案にし、「ダムなしの河川整備計画」を早急に策定すべきです。河川整備計画にもとづき、ダムによらない治水対策への予算を増額・確保し、諸対策のスピードアップを求めます。

5、「ダム事業の廃止等に伴う特定地域の振興に関する特別措置法」の早期制定を

「特捜法」については、早期に成立、制定されるよう努めること。五木村振興策に国として積極的に予算を計上すること。

2013年9月30日

国土交通大臣 太田昭宏 様
国土交通省九州地方整備局
局長 岩崎泰彦 様

日本共産党南部地区委員会 委員長 橋田芳昭
同 人吉市委員会 委員長 本村令斗
同 女性部長 塩見寿子

「ダムによらない治水を検討する場」への提案をふまえ 人吉市の治水対策の強化を求める申し入れ

2009年1月より「ダムによらない治水を検討する場」（以下「検討する場」と記載）の開催が始まり、すでに4年以上が経ちました。この間具体的な治水対策の方法や、それに必要な予算や工期が提案されています。国土交通省は、球磨村淋地区の宅地かさ上げや八代市坂本地区の築堤など、同時並行して球磨川の治水対策を進めています。しかし私たちの現地調査や人吉市への聞き取り調査で、人吉市においては、温泉町にある堤防の幅を広くする補強工事が行われているだけで、ほとんど治水対策が進められていないことが明らかになりました。人吉市も8月27日に「ダムによらない治水対策に係る要望書」を提出し、10月31日までに回答するよう求めています。人吉市民の安全向上のため、予算措置を行い、早急に下記のような治水対策を進めていくよう求めます。

1. 人吉橋下流左岸の掘削・築堤を行うこと

検討する場に提案された治水対策案には、「直ちに実施する対策」として人吉橋下流左岸の掘削・築堤をあげています。本来この地点の掘削・築堤は、昭和60頃までの大改修において実施されていなければならなかったものです。第4回幹事会に出された説明資料を見てみると進捗状況が書かれており、「現在用地交渉中」とはなっていますが、同時に「平成25年度完成予定」と明記されており、見通しが既に立っていることがうかがい知れます。交渉を成立させ、直ちに掘削・築堤を行うべきです。

2. 実現可能な引提や掘削などの対策を行うこと

検討する場に提案された治水対策案には、「追加して実施する対策」として「引提・掘削（地下～大柿、小柿～西瀬）」や「掘削（大門、漆口、中川原公園、川村）」が提案されています。これらの対策が進めば、治水安全度が向上することは明らかだと思います。環境に十分配慮をしながら、引提や掘削などの対策を行うべきです。

3. 計画高水位を超えた場合でも破堤しない堤防に強化すること

検討する場に提案された資料では、「追加して実施する対策」を実施した後においても、過去のものと同等の洪水が起こった場合に、計画高水位を超える場合があるとしています。また氾濫想定区域は、河川の水位が計画高水位を超えると堤防が破堤することを前提にしてあります。そのために過去のものと同等の洪水が起こった場合に、氾濫が想定される区域が存在するとしています。

国土交通省は、大淀川左岸の宮崎市街地のコンクリート堤防に、大規模な地震や津波に備えた防災対策を実施しており、本年5月26日には完成式も行われています。その資料を見てみますと、これまであったコンクリート堤防の足場を、コンクリートや鋼製杭、そして地盤改良などでしっかりと固めていることが分かります。

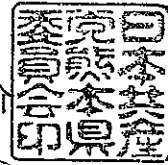
このような事例から考えれば、人吉市内の堤防を、計画高水位を超えた場合でも破堤しない堤防に強化することは可能であると考えられます。「計画高水位を超えると堤防が破堤する」というのであれば、早急にこのような堤防強化を行うべきです。

熊本県知事 蒲島郁夫様

2013年9月30日

日本共産党熊本県委員会
委員長
県議会議員

久保山啓介
松岡徹



球磨川のダム以外治水対策について

「ダムによらない治水を検討する場」（以下「検討する場」）幹事会が昨年11月開催されて以来、「検討する場」も幹事会も開催されず、球磨川の治水工事も中だるみ状態にあり、ダムなし河川整備計画策定も延び延びになっています。

一方で、『ダムなし治水』対策を検討してきたが、人吉などでは安全度が低く、これ以上の対策は困難」との見解が国交省から示され、ダムなし治水の先が見えないという雰囲気広がっています。

県議会でも、「球磨川の治水対策」について、自民党が代表質問、一般質問で、知事を追及するという場面が見られました。

こうした状況は、「ダムなし治水は限界がある。やはり川辺川ダムが必要だ」との極論に飛躍する危険があり、看過できません。

田中信孝人吉市長は、国土交通省あてに、「ダムによらない治水対策に係る要望書」を提出しています。3課題15項目にのぼるものです。回答期限は、10月30日となっています。知事が国交省に求めた「ダム以外治水の極限までの検討」に内容的に合致するものであり、また「人吉は安全度が低い」との国交省見解に対して。地元から再検証を求めたものです。

以上のような状況を踏まえて、「ダムによらない治水」対策の推進をはかるうえで、留意すべき点、具体的な対応等について、提案します。

I、今、あらためて、2008年9月11日の県議会本会議での知事発言の重要な意味を思い起こし、共有することが求められています。

①「球磨川は宝」

長くなりますが、知事発言を引用します。

「私にとってこの数ヶ月間は、極めて貴重であったと同時に、苦悩に満ちた時間であったと、いま改めて思います。それは、この問題が、人命の危険や、自然・環境に対してどう向き合うのかという人間社会のあり方を問う、極めて今日的な問題であり、言い換えれば、その選択のいかんによって、これまでの政治や行政のあり方を根本的に変えることになりかねないほど難しい課題であるということ、今、心から感じているからです。」

「そもそも治水とは、流域住民の生命・財産を守ることを目的としています。日本3大急流のひとつ球磨川は、時として猛威をふるい、そこに住む人たちの生命・財産を脅かすことのある川です。だからこそ治水が必要となります。そして、河川管理者である国は、その責任を全うするため、計画的に河川整備に取り組んでいます。このことは、まぎれもなく政治と行政が責任をもって果たすべきものです。」

しかし、守るべきものはそれだけでしょうか。私たちは、『生命・財産を守る』というとき、財産を『個人の家や持ち物、公共の建物や設備』と捉えがちです。しかし、いろいろな方々からお話を伺ううちに、人吉・球磨地域に生きる人々にとっては、球磨川そのものが、かけがえのない財産であり、守るべき『宝』なのではないかと思うに至ったのです。

「そのような『球磨川という地域の宝を守りたい』という思いは、そこで生まれ育った者でしか理解できないような価値観かもしれません。全国一律の価値基準として『生命・財産を守るためのダム建設』という命題とは相反するものです。

しかし、この『ローカル』とも言うべき価値観は、球磨川流域に生きる人々にとって、心の中にしっかりと刻みこまれているような気がします。また、その価値を重んじることが、自分の地域を自らが守り、発展させていこうという気概を起こさせることとなります。わが国において真の地方自治を実現するためにも、このような地域独自の価値観を大切にす機運を盛り上げていくことが求められているのではないのでしょうか」

「私の判断は、過去、現在、未来という民意の流れの中、現在私たちが生きているこの時点から、私たちの世代が見通せる将来までの期間において、県民の幸福のためにいかなる選択が最善かを考えて行ったものです。」

「球磨川は宝」との価値観を基本に、地域をとらえ、現在から未来を展望し、それら全体のなかで「治水」を位置づけるという知事の考え方は、田中信孝人吉市長の「ダム中止」見解にも共通し、下流の日本初の荒瀬ダム撤去事業にもつながるものです。

川辺川ダム中止を表明した知事発言の価値観、理念、ビジョンを、今こそ、流域住民、流域自治体、県民が共有することが重要であり、県としての努力が必要です。

② 「ダム以外治水」の極限までの追求

知事は、「川辺川ダム中止」発言のなかで、「住民のニーズに応える『ダムによらない治水』のための検討を極限まで追求される姿勢で臨むよう、国土交通省に対し強く求めていきたい」と述べています。

しかし、国土交通省は、極限まで追求していません。具体化していません。

端的な事例が「検討する場」で熊本県が提案した堤防対策です。

県は、第2回「検討する場」で、「治水対策の検討の対象として」、「大きく分けて河川の流下流量を増やす河道対策と洪水量を抑える調節施設の2つと考えられます。河道対策の具体的なメニューといたしましては、河床の掘削、堤防の嵩上げ、堤防の引き堤」を提案しています（土木部長）。

第3回「検討する場」では、「堤防嵩上げ以外のメニューの組み合わせによりまして治水効果を計算した結果として、どうしても溢水する箇所が出てくると推定されます。その場合に溢水する箇所や不足する高さを特定した上で堤防嵩上げで対応したい」（河川課長）と述べています。

「人吉地区の安全度が低い」とする国交省の対策は、県の提案を無視したものです。

II、提案

① ダム以外治水を極限まで検討するよう国に求めること

1 一人吉市内の堤防嵩上げ・補強など

*堤防（パラペット含む）嵩上げ・補強を、実現可能で、効果的な治水対策として積極的に位置づけるべきです。景観などに留意しての嵩上げ、補強を国に求めること。

*堤防嵩上げを後回しにする国交省の「基準」を押し付けないこと。

注 第2回「検討する場」

知事「堤防が決壊する場合というところに、計画高水位ですか、ここまでいくと決壊するという仮定の下ですけれども、それはどのくらいの確率なんですか」

八代河川国道事務所長「どの位の確率かといわれると、なかなか私どもも申し上げにくいこともあるんですが 考えとして決して押し付ける場ではございませんが 」

*人吉地区で、70cmの堤防嵩上げをやれば、毎秒500トンから1000トンの流下能力を増やせます。市房ダムの洪水調節実績と比すと2個分の洪水調節量です。自然環境をこわすことなく僅かな高さを足すことで巨額のダムに匹敵する治水効果をあげます。

宮崎県の大淀川などで景観に考慮した嵩上げがやられています。こうした例も示しながら、人吉市民に対して、

今の堤防の高さに、どれぐらいのかさ上げなら許容できますか？

「50cmまでなら」「1mまでなら」「1m以上必要な高さまで」など意向調査を、国・県・市で実施すること。

2 一中川原公園を撤去することによる水位低下を検討し、明らかにするよう求めること。

そのうえで人吉市民の意向把握を国・県・市で実施すること。

3 瀬戸石ダム撤去による水位低下を検証するよう求めること。

4 一田中人吉市長の要望書（8月27日）をはじめ、川をよく知る人吉市民からの意見、提案をくみ上げ、ダム以外治水の安全度向上策に活かすこと。

5 一防災、減災のためのソフト対策については、河川管理者である国が、ハード対策と合わせて具体化すべきであり、国のソフト面での対策の整備を求めること。合わせて、県としての対策（流域市町村が取り組むソフト対策に対する財政支援など）の具体化を進めること。

6 一ダムなしの河川整備計画の早期の策定を国に求めること。

②やるべき河川改修はスピード感をもって

2008年10月の金子国土交通大臣（当時）と知事の合意に沿って、やるべき治水対策（人吉橋左岸下流部分など）について、国が積極的に予算を組み、スピーディに進めるよう求めること。

③「ダム中止特措法」の早期制定を国に求めること。